

令和4年度事業計画

当協会の今年度の事業は、法務局相続人調査業務の可否によって大きく変わる。法務局相続人調査業務は平成30年から毎年当協会が受託してきたわけであるが、今年度は契約内容が見直されることとなる。具体的な内容は6月に公表されるまで一切が不明である。しかしながら、法務省令和3年12月発の資料によると、調査対象土地につき、民間事業者からの要望を受入れるよう運用を見直しているようである。すなわち、民間が行う事業のうち、公共性の高いものについては、調査対象土地とするよう民間からの要望を受入れるのである。また、より広く法定相続人の調査を実施することとするため、現行は被相続人の死亡後30年以上の事件が調査対象であるところ、これを死亡後10年に短縮することにより対象土地の範囲を拡大するよう見直しが行われている。このような現状に鑑みるに、法務局相続人調査業務は、今後も続いていくことと思われる。

当協会としては、契約内容の見直しもさることながら、受託金額についても大きな関心事である。過年度においては、全国的に受託金額が低廉であったことが問題であった同業務であるが、今年度の受託金額は契約内容の見直しにより変動がある可能性がある。

以上のような憂いはあるものの、当協会はできる限り受託の道を模索して、公益性に寄与するという司法書士の使命を果たしていきたい。

前記以外の事業としては、徳島県、各市町村等、官公署内部で登記事件について処理しきれない事件があるようであり、これらの解決に貢献したいと考えている。これは、相続人調査、休眠抵当権の抹消等に関して、協会へ問い合わせがあったり、相談を受けたりすることが多く、潜在的に留保されている状態の事件が多くあるようである。これに関して官公庁の要請に応えられるようにしたいと考えている。

この外にも様々な公共事業において不動産は社会活動の基礎となるものであるので、今後は、当協会が業務に関する相談窓口となり、当協会の社員全員の力を集結し、公共事業における権利関係の受け皿となる機能を果たしていきたいと考えている。

また、本年4月1日より、徳島県司法書士会の支部設置規程が改定され、県内の支部が4つに再編成された。これを受けて当協会では、支部設置規程第1条に基づき「徳島県司法書士会の各支部と同一の区域及び名称をもって支部を設置し、支部の組織及び運営に関し必要な事項を定める。」こととなる。

この数年、各支部を単位とした業務の受託は行っていなかったものの、徳島県の出先機関及び各市町村等からの業務受託を活発化していくためには、支部別の活動も必要となってくるため、今年度は、支部活動の見直しを行っていききたい。

1. 事業部

- ① 受託往訪活動の推進
- ② 業務処理に関する対外交渉、調整
- ③ 業務処理の管理、監督
- ④ 業務処理に関する社員の指導
- ⑤ 社員、各支部の活動状況の把握及び連絡協調並びに情報の共有
- ⑥ 広報活動
- ⑦ 土地家屋調査士協会との連絡、情報交換
- ⑧ 全司協・他協会との情報の交換、視察

2. 総務経理部

- ① 報酬額表の検討、改訂
- ② 事業費等の円滑な支出、出納の監督
- ③ 名刺、会員名簿の作成
- ④ 組織、規則等の検討